

宇部市 ときわ公園実証フィールド活用プロジェクト

ときわ公園チャレンジ（愛称：ときチャレ）

募集案内

（令和5年度 実証事業）

1 目的

本市では、産学公金が連携し、本市の強みを生かした成長産業の創出等に取り組んでいます。この取組の一環として、先端技術等を活用した実証段階にある事業者を「ときわ公園チャレンジ」として支援することにより、市内での事業化を促進し、社会的課題の解決や市民生活の質の向上を図ることを目的とします。

2 事業概要

本市のときわ公園を実証フィールドとして、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現を図るとともに、ビジネス創出などにつながる実証事業を全国から募集します。選定された実証事業に対しては、実証フィールドの提供、必要経費の補助の他、市内の教育・研究機関と連携した支援や地元調整等の支援を伴走型で行います。

なお、本募集は、令和5年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。そのため、今後、支援内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

3 募集内容

(1) 募集対象

ときわ公園を実証フィールドとして活用し、以下①～②の全ての要件を満たす実証事業であること。

- ① 本市における地域課題解決や豊かな市民生活の実現につながること
- ② 本市の産業振興に資すること

(2) 募集テーマ

以下①～⑥とします。詳細については、市ウェブサイトに掲載している「募集テーマ」の各ページをご確認ください。

【市ウェブサイト：

ときわ公園チャレンジ（愛称：ときチャレ）令和5年度実証事業を募集します】

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/1017115/index.html

- ① **常盤湖をキレイな湖にしたいんよね！**（したいんです）
～**新たな湖の活用**によって、魅力を UP したい～
- ② **ずっと元気でいたっちゃね！**（元気でいたいですね）
～**新技術等**によって、ときわ公園を**健康づくり**の拠点にしたい～
- ③ **もっともっと、ときわ公園に来てほしいんじゃ！**
～最新のデジタル技術等を活用して、**イベント**に新しい魅力とにぎわいを加えたい～
- ④ **ときわ公園はぶち広いけえ、ぶちえらいそ！**（ものすごく疲れる）
～**モビリティ**に乗って、広大な敷地内を快適に移動したい～
- ⑤ **動物を限られた人で診るのは、ぶちえらいほ！**（ものすごく大変）
～AI や IoT 等を活用して、**飼育**をスマート化したい～
- ⑥ **宇部市をどねーかしようやあ！**（なんとかしましょうよ）
～未来に向けた**自由提案**で、新しい産業を創出したい～

(3) 応募資格

以下①～⑤の全ての要件を満たす者（以下、「事業者」という。）とします。

- ①上記テーマを自ら実施できること。
- ②法人格を有すること。個人の場合は、事業実施までに、法人格を有する企業、研究機関、団体等との共同事業体とすること。なお、事業者所在地は問いません。
- ③実証により事業化の見込みがある場合には、本市で事業を展開する計画であること。
- ④宇部市税に滞納が無いこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 実証事業の期間

令和5年度交付決定日から最長 令和6年2月28日（水）まで

※年度がまたがる実証事業については、年度毎の応募が必要になります。

5 支援内容

選定された実証事業は、必要に応じて以下の伴走支援を行います。

- ①ときわ公園等の実証フィールドの提供

②実証事業の必要経費に対する補助

(選定後、令和5年度に補助金交付要綱に従って申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
実証事業等の経費等が適当と認められる場合、最大100万円(補助率10/10)を交付します。)

③山口大学や宇部工業高等専門学校、山口県産業技術センター等と連携した支援や

開放機器利用料支援(上限10万円) (別紙1「近隣施設紹介」参照)

④実証事業に係る地元調整支援

⑤実証モニター等の募集支援

⑥実証事業のPR支援

⑦知財戦略に関する支援

⑧規制・制約緩和の検討(別紙2「ときわ公園に関する規制・制約等一覧」参照)

⑨その他本市が必要と判断した支援

6 スケジュール

令和4年10月15日(土)	募集開始(必要に応じて、応募に関する個別相談)
令和4年11月25日(金)	募集締切(事業計画書(案)等提出締切) (事業者との個別相談、事業計画書(案)のブラッシュアップ)
令和4年12月15日(木)	事業計画書提出締切
令和5年1月上旬	一次審査(書類)
中旬	一次審査(書類)結果の通知
下旬	必要に応じて、審査員からの質問を個別通知
令和5年1月31日(火)頃	審査員への質問回答及び二次審査用プレゼン資料提出締切
令和5年2月上～中旬	二次審査(公開プレゼンテーション)
中旬	二次審査結果(選定事業者)公表
令和5年4月以降	選定事業者は、補助金交付要綱に従って申請を行い、 交付決定後に実証事業を開始。 実証事業完了日又は令和6年2月28日のいずれか早い期日までに 実績報告書を提出(検査後、補助金交付)。

※各種スケジュールは変更となる可能性があります。

変更となった場合は、市ウェブサイトや電子メール等により随時通知します。

(1) 応募

① 事業計画書(案)等の提出

以下ア～エの書類について、令和4年11月25日(金)17時までに「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール(件名:[事業者名]ときチャレ応募)にて提出してください。

※ メール容量が1通あたり10MBを超える場合はデータを分割する等して送信してください。

ア 事業計画書（案）

市ウェブサイトに掲載している様式にて作成してください。

様式の右上に「必須」と記載しているページは、必ず記載してください。なお、「必須」と記載していないページについても、④の事業計画書の提出時（令和4年12月15日（木）提出締切）には記入していただくこととなりますので、できるだけ記載しておいてください。応募に関する個別相談も可能です。

※ 事業計画書（案）は日本語のみ受け付け、返却しません。

イ 宇部市税に滞納が無いことを示す「納税証明書」(申請日から1ヶ月以内に発行されたもの)

宇部市内に事業所がない場合も必ず提出してください。

納税証明書の発行方法については以下 URL をご参照ください。

【市ウェブサイト：納税証明書】

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/shizei/shoumei/1001701.html>

※ 窓口・郵送いずれの場合でも、「商業登記簿」が必要です。

※ 窓口・郵送いずれの場合でも、法人の実印または法人名の入った印を使用してください（代表者名だけの印は不可）。

ウ 誓約書

市ウェブサイトに掲載している様式にて作成してください。

エ アンケート

市ウェブサイトに掲載している様式にて作成してください。なお、アンケートの回答は審査対象とはなりません。

② 個別相談

①の応募受付後、事業計画書（案）を基に、市と個別相談を実施します。日程調整については市から連絡します。なお、個別相談の内容を踏まえて、事業計画書（案）をブラッシュアップしてください。

③ 辞退

①の応募をした後、辞退する場合は、市ウェブサイトに掲載している様式にて辞退届を作成の上、「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール（件名：[事業者名]ときチャレ辞退）にて提出してください。

④ 事業計画書の提出

①アの事業計画書（案）をブラッシュアップした「事業計画書」を、令和4年12月15日（木）17時までに「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール（件名：[事業者名]ときチャレ事業計画書）

にて提出してください。

様式の右上に「必須」と記載していないページもすべて記載してください。なお、事業計画書（案）から変更が無い場合は、その旨を「9 問合せ先及び提出先」へ電子メールにてお知らせください。

※ 事業計画書は日本語のみ受け付け、返却しません。

※ メール容量が1通あたり10MBを超える場合はデータを分割する等して送信してください。

※ 選定事業の内容や実証事業実施時の写真・動画等について、本市が広報活動に利用させていただく場合があります。ご了承いただける方のみ、ご応募をお願いします。

(2) 審査

① 一次審査（書類審査）

一次審査は、事業計画書により書類審査を行います。ただし、審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。

② 二次審査（公開プレゼンテーション）

一次審査を通過した事業者を対象に、公開プレゼンテーションによる審査会を行います。

ただし、必要に応じて、事前に審査委員から文書による質問を受け付け、文書による回答を作成していただきます。なお、事前の質問内容及び回答内容については、公開されません。

公開プレゼンテーションでは、主に事業計画のプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。なお、二次審査用プレゼン資料は令和5年1月31日（火）頃までに提出していただきます。

公開プレゼンテーション終了後に審査会（非公開）を開催し、令和5年度実証事業候補者を4件程度を選定します。

一次審査及び二次審査に関する審査基準は、別表「審査基準表」のとおりです。

(3) 選定後

選定された事業は、令和5年度に補助金交付要綱に従って申請していただき、交付額を決定します。1件あたり上限100万円（補助率10/10）の補助金を交付します。ただし、当該予算は確定していないため、これを確約するものではありません。

実証事業期間は、交付決定後から開始となります。なお、経費の計上は、交付決定日以降に発生（発注）したもので、実証事業期間中に終了（支払）したものが対象となります。

令和5年5～6月頃に学生等を対象とした実証概要説明会、令和5年10月頃に市民等を対象とした中間報告会を予定しています。

実証事業完了日又は令和6年2月28日のいずれか早い期日までに、実証内容や実施状況を確認できる記録等の資料を用いて実績報告書を提出してください。検査の上、補助金を交付します。

7 実証事業の内容変更または中止等

実証事業の内容変更または中止の場合は、速やかに市に連絡してください。

8 その他

- ① 実証の成果として得られた特許等は、実証事業者に帰属します。
- ② 選定事業について情報発信を行う場合やメディアから取材を受けた場合等については、必ず宇部市ときわ公園実証フィールド活用プロジェクト ときわ公園チャレンジ（愛称：ときチャレ）の支援を受け実施している旨を説明してください。
- ③ 二次審査（公開プレゼンテーション）での発表や選定後の事業概要は、市ウェブサイトや宇部市長産業推進協議会ウェブサイト等で公開します。

9 問合せ先及び提出先

宇部市 産業経済部 成長産業創出課 担当：弘中、新原、工藤、奥嶋

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号 0836-34-8531（直通） FAX 番号 0836-22-6013

E-mail sss@city.ube.yamaguchi.jp